

へいせい28ねん4がつついたち
平成28年4月1日から

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

しこう
が施行されました!!

こくれん 「しょうがいしゃ けんり かんするじょうやく」 ていけつ むけたこくないほうせいど せいび いっかん
国連の『障害者の権利に関する条約』の締結に向けた国内法制度の整備の一環とし
すべて こくみん しょうがい うむ わけへだてられる そうご じんかく こせい そんちょう
て、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重
しあいながらきょうせい しゃかい じつげん むけ しょうがい りゆう きべつ かいしょう すいしん
し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進すること
もくてき へいせい25ねん6がつ しょうがい りゆう きべつ かいしょう すいしん かんするほうりつ
を目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
つうしょう しょうがいしゃきべつかいしょうほう せいてい 4がつついたち しこう
(通称:「障害者差別解消法」)が制定され、4月1日より施行されました。

ふとう きべつてきとりあつかい きんし ごうりてきはいりよ ていきょう
<不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供>

ほうりつ ふとう きべつてきとりあつかい きんし ごうりてきはいりよ ていきょう もとめて
この法律では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。
しょうがい ひと ひと ともく しゃかい めぎ
そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

ふとう きべつてきとりあつかい きんし
「不当な差別的取扱いの禁止」とは?

ほうりつ くに とどうふけん しちょうそん やくしょ かいしゃ おみせ じぎょうしゃ
この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、
しょうがい ひと たいして せいとう りゆう しょうがい りゆう きべつ きんし
障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止して
います。差別の具体例としては、①「役所等で受付の対応拒否する」、②「病院等
ほんにん むし かいじょしゃ しえんしゃ つきそい ひと はなしかける」 ”がっこう じゅけん
本人を無視して介助者、支援者や付き添いの人だけに話しかける”、③「学校の受験や
にゅうがく きよひ ” ふどうさんやとう しょうがいしゃむけぶつけん いってたいおう
入学を拒否する”、④「不動産屋等で障害者向け物件はないと言って対応しない”、⑤
” レストラン等で保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない” というものです。

ごうりてきはいりよ ていきょう
「合理的配慮の提供」とは?

しょうがい ひと しゃかい なか しょうへき ばりあ せいかつ ばあい
障害のある人は、社会の中にある障壁(バリア)によって生活しづらい場合
あります。この法律では、国、都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事
ぎょうしゃ たい しょうがい ひと しゃかい なか ばりあ とりのぞく なんら
業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らか
たいおう ひつよう いし った ふたん おもすぎないはんい たいおう
の対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応す
ることを求めています。これを「合理的配慮の提供」といいます。

ぐたいれい ” こうえんかいなど しょうがい ひと しょうがいとくせい おうじて ぎせき
具体例としては、①「講演会等で障害のある人の障害特性に応じて、座席を
きめる” ” やくしょ まどぐちとう しょうがい ひと じぶん かきこむ むづかしい
決める”、②「役所の窓口等で障害のある人から「自分で書き込むのが難しいに
でかわり かい て ったえられた かわりにかく もんだい しょうい ばあい
で代わりに書いてほしい」と伝えられたとき、代わりに書くことに問題がない書類の場合
は、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く”、③「お店等で意思を伝えある
ひと いし じゅうぶん かくにん かわりにかく” ” おみせなど いし ったえ
ために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う”、④「電車等で段差がある場合
え しゃん かーど たぶれつとたんまつ つかう” ” でんしゃとう だんさ ばあい
に、スロープなどを使って補助する” というものです。

たいおうようりょう たいおうしん さいだ
<「対応要領」「対応指針」を定めることになっております>

さべつかいしょうほうだい9じょう くにとう きかん だい10じょう とどうふけん しちょうそんとう きかん
差別解消法第9条では、国等の機関が、第10条では都道府県や市町村等の機関が、そ
れぞれの職場で働く人が適切に対応するため、不当な差別的取扱いや合理的配慮の
ぐたいれい もりこんだ たいおうようりょう つくる てしおちょうやくば へいせい27ねん
具体例を盛り込んだ「対応要領」を作ることとされています。天塩町役場では、平成27年
12がつ さくせい へいせい28ねん1がつ ぜんしょくいん はいふ
12月に作成し、平成28年1月に全職員に配布しております。

さべつかいしょうほうだい11じょう じぎょう しょかん く に やくしょ かいしゃ おみせ じぎょうしゃ
差別解消法第11条では、事業を所管する国の役所は、会社やお店などの事業者が
てきせつ たいおう ふとう さべつてきとりあつかい ごうりてきはいりよ ぐたいれい もりこんだ たいおうしん
適切に対応できるよう、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応指針」
をつくる じぎょうしゃ ほうり はんするこうい くりかえし じしゅてき かいぜん こんなん
を作ることとされています。事業者が法理に反する行為を繰り返し、自主的な改善が困難な
ばあい く に やくしょ ほうこく もと ちゅうい う
場合には、国の役所に報告を求められたり、注意を受けたりすることがあります。

こまった ちいき なか
<困ったときは…地域の中のつながり>

とどうふけん しちょうそん しょうがいしゃさべつ かいしょう とりくみ おこなうねつとわーく
都道府県や市町村においては、障害者差別を解消するための取組を行うネットワークと
して、地域の様々な関係機関などによる「障害者差別解消支援地域協議会」をつくること
ができることとされています(差別解消法第17条)。天塩町においては、「天塩町障害者
じりつしえんきょうぎかい きょうぎかい きのう もたせて さべつ ぎゃくたい そうだん
自立支援協議会」にこの協議会の機能を持たせております。また、差別や虐待の相談があつ
た場合は、「北海道障害者及び障害児の権利擁護並びに障害者及び障害児が
ばあい ほっかいどうしょうがいしゃおよびしょうがいじ けんりようごならび しょうがいしゃおよびしょうがいじ
暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」(通称：北海道障がい者条例)第7章
だい41じょう もと ちいき いんかい じむきょく ほっかいどうるもいしんこうきょくしゃかいふくしか きょうぎ
第41条に基づく地域づくり委員会(事務局：北海道留萌振興局社会福祉課)とも協議を
かいけつ
し、解決にあたることとしております。

とき そうだん
<こんな時は相談を>

『「不当な差別的取扱いの禁止」とは?』の『具体例としては』以下に記載しているような「対応
きよひ むし じゆけん にゆうがく きよひ など さべつ うけたばあい そのほか へいせい24ねん10がつ
拒否」、「無視」、「受験・入学の拒否」等の差別を受けた場合やその他に、平成24年10月に
しこう しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし しょうがいしゃ ようごしゃ たいするしえんとう かんするほうりつ つうしょう
施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(通称：
しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう かんけい へいせい27ねん やまぐちけんしものせきし しょうがいしゃしえん
障害者虐待防止法)とも関係しますが、平成27年に山口県下関市での障害者支援
施設での虐待が発覚したところですが、過去には施設だけでなく特別支援学校においても
ぎゃくたい はっかく かこ しせつ とくべつしえんがっこう
虐待がありました。例えば、支援者等から「罵声を浴びせられる」、「暴力を振るわれる」、「賃金
こうちん ふばらい しえんしゃなど はなしかけて むし など ぎゃくたい うけたばあい つぎ
や工賃の不払いがある」、「支援者等に話しかけても無視される」等の虐待を受けた場合は次の
そうだんさき そうだん
「相談先」に相談してください。

相談先

- ・ 天塩町役場福祉課福祉係 ☎01632-2-1001 (132)
- ・ 基幹相談支援センターうえるデザイン ☎0164-56-1662
- ・ 天塩町地域支えあいサロンみらくる ☎01632-2-2188 (兼 天塩町基幹相談支援センター)
- ・ 留萌圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会 ☎0164-42-8317 (北海道留萌振興局社会福祉課内)